

京丹波町告示第46号

京丹波町建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）において、共同企業体の活用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 建設業の健全な発展と建設工事の効率的な施工を図るため、建設工事の発注は、単体発注を基本とし、共同企業体については、施工力、技術力及び経営力の結集等により効果的な施工が確保できると認められる場合に適用する。

(方式)

第3条 共同企業体は、次の各号のいずれかの方式により建設工事を施工するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体方式 大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、工事の種類、規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する方式

(2) 経常建設共同企業体方式 優良な中小・中堅建設業者の育成と振興を図るため、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成する方式

(特定建設工事共同企業体の形態)

第4条 特定建設工事共同企業体には、次の2つの形態があるが、甲型を基本とし、乙型については、特殊な工事等の場合に適用することができるものとする。

(1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する形態

(2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担工事を施工する形態

(対象工事)

第5条 特定建設工事共同企業体方式にあつては、発注標準を勘案の上、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保することとする。

(資格審査)

第6条 入札参加資格審査は、「共同企業体の資格審査要領」（昭和37年11月27日付け建設省発計79号建設事務次官通知（平成14年3月29日最終改正））により取り扱うものとする。

ただし、共同企業体の経営に関する客観的事項の審査については、等級区

分基準に基づく等級の設定が必要な場合に行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の構成員数、組合せ、資格、結成方法その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月15日から施行する。